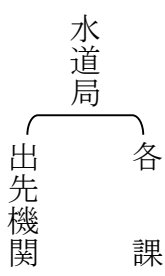


奈良県営水道企業管理規程第二号



県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月十五日

奈良県知事 山下 真

第七条第一項に次の一号を加える。

六 災害応急等作業手当

第七条に次の一項を加える。

7 災害応急等作業手当は、災害等に対処するため正規の勤務時間以外の時間（条例第十条に規定する休日等及び同条後段に規定する管理者が定める日における正規の勤務時間を含む。）に勤務することを命ぜられ、災害等の生じた地域における現場作業その他これに準ずる作業であつて任命権者が認める作業に従事した職員に対し、勤務一回につき七百三十円を支給する。ただし、午前八時三十分以後翌日の午前八時三十分前の間において二回以上作業に従事した場合は、本文の規定の適用については勤務一回とする。

附 則

この規程は、令和六年三月十六日から施行し、この規程による改正後の県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程の規定は、令和六年一月一日から適用する。